

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
(輸出物品販売場における輸出免税の特例の適用範囲) 8-1-1 法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の規定は、輸出物品販売場を経営する事業者が、同項に規定する非居住者に対し、令第18条第1項《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》に規定する通常生活の用に供する物品で、輸出するため同条第2項《購入手続》に規定する方法により購入されるものの譲渡を行った場合に適用されるのであるから、<u>一般物品（同項第1号に規定する一般物品をいう。以下8-1-7の3までにおいて同じ。）の譲渡については、非居住者が、国内において生活の用に供した後に、輸出するため購入する場合であっても法第8条第1項の規定により消費税が免除されることに留意する。</u> (注) <u>非居住者が、国内において生活の用に供するために購入する消耗品等（令第18条第1項に規定する消耗品並びに同条第4項《一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合》の規定により消耗品として同条第1項ただし書及び第2項の規定が適用される資産をいう。以下8-1-7の3までにおいて同じ。）の譲渡については、法第8条第1項の規定の適用はない。</u> (「対価の額の合計額」の意義) 8-1-2 法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》並びに令第18条第1項《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》及び第2項第1号ハ《購入手続》に規定する「対価の額の合計額」は、同一の輸出物品販売場において、同一の日に、<u>同一の非居住者に対して複数の一般物品又は消耗品等を譲渡した場合は、一般物品又は消耗品等の区分に応じたそれぞれの</u>	(輸出物品販売場における輸出免税の特例の適用範囲) 8-1-1 法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の規定は、輸出物品販売場を経営する事業者が、同項に規定する非居住者に対し、令第18条第1項《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲、<u>手続等</u>》に規定する通常生活の用に供する物品（以下8-1-2までにおいて「特定物品」という。）で、輸出するため同条第2項《購入手続》に規定する方法により購入されるものの譲渡を行った場合に適用されるのであるから、非居住者が、<u>土産品として輸出するため購入する特定物品のほか、国内において生活の用に供した後に、輸出するため購入する特定物品の譲渡についても、法第8条第1項の規定により消費税が免除されることに留意する。</u> (輸出物品販売場における輸出免税の最低限度額) 8-1-2 法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》に規定する「対価の額の合計額」は、<u>非居住者に対し、同時に販売した特定物品の販売価額の合計額をいうのであるが、同一の輸出物品販売場において、同一の日に、その非居住者に対して時間又は売場を異にして販売した複数の特定物品の対価の額の合計額を一括して輸出免税の対象としているときは、こ</u>

改 正 後	改 正 前
<u>「対価の額の合計額」をいうことに留意する。</u> <u>なお、同一の輸出物品販売場において、同一の日に、同一の非居住者に対して時間又は売場を異にして、複数の一般物品又は消耗品等を譲渡した場合も同様である。</u> <u>（一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合）</u> <u>８－１－２の２ 令第 18 条第 4 項《一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合》に規定する「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」とは、一般物品と消耗品（同条第 1 項《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》に規定する消耗品をいう。）を組み合わせで一の商品としている場合をいう。</u> <u>なお、一般物品の機能を発揮するために通常必要な消耗品が当該一般物品に付属されている場合は、「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」に該当せず、一の一般物品に該当することに留意する。</u> <u>（免税購入した消耗品等を国内において生活の用に供した場合）</u> <u>８－１－３の２ 輸出物品販売場において、令第 18 条第 2 項《購入手続》に規定する方法により消耗品等を購入した非居住者が、当該消耗品等を国内において生活の用に供した場合には、法第 8 条第 3 項《輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》に規定する「当該物品を輸出しないとき」に該当することに留意する。</u> <u>（購入記録票の旅券等への貼付方法）</u> <u>８－１－７ 令第 18 条第 2 項第 1 号又は第 2 号《購入手続》の規定により、同項に規定する市中輸出物品販売場を経営する事業者が旅券等（同項第 1 号イに規定する旅券等をいう。以下 8－１－８までにおいて同じ。）に購入記</u>	<u>れを認める。</u> <u>（新 設）</u> <u>（新 設）</u> <u>（輸出物品販売場における免税物品の購入方法）</u> <u>８－１－７ 令第 18 条第 2 項第 1 号《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲、手続等》の規定により、輸出物品販売場を経営する事業者が同項に規定する旅券等に記録票（規則別表第一から第三まで《輸出物品販売場免税を受ける</u>

改 正 後	改 正 前
録票（<u>同号イ</u>に規定する<u>購入の事実を記載した書類</u>をいう。以下8－1－8までにおいて同じ。）を貼付ける場合は、最初に貼付ける<u>購入記録票</u>は、当該旅券等と割印できるようにのり付け等の方法により貼付けた上、次の形式の印をもって割印し、以後に貼付ける<u>購入記録票</u>は、その直前に貼付けた<u>購入記録票</u>と割印できるようにのり付け等の方法により貼付け、割印する。 なお、<u>購入記録票</u>は、出入国記録（E／D カード）に貼付けるのではないことに留意する。 規格おおむね横6mm、縦8mm <u>（購入記録票等の記載を省略する場合の明細書等の貼付方法）</u> <u>8－1－7の2</u> 規則第6条第7項《<u>購入記録票等の記載事項の省略</u>》の規定により、<u>購入記録票又は購入者誓約書（令第18条第2項第1号ロ及び第3号《購入手続》に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類並びに同項第2号イ及び第4号に規定する購入した日から30日以内に輸出する旨を誓約する書類をいう。以下8－1－7の3までにおいて同じ。）に明細書等（規則第6条第7項に規定する明細書等をいう。以下8－1－7の2において同じ。）を貼付ける場合は、最初に貼付ける明細書等は、当該購入記録票又は購入者誓約書と割印できるようにのり付け等の方法により貼付けた上で割印し、以後に貼付ける明細書等は、その直前に貼付けた明細書等と割印できるようにのり付け等の方法により貼付け、割印する。</u> <u>なお、この場合の印の形式は8－1－7に定める形式による。</u>	<u>ための書類の様式》に規定する輸出免税物品購入記録票</u>をいう。以下8－1－8までにおいて同じ。）を貼付ける場合は、最初に貼付ける記録票は、当該旅券等と割印<u>の</u>できるようにのり付け等の方法により貼付けた上、次の形式の印をもって割印し、以後に貼付ける記録票は、その直前に貼付けた記録票と割印できるようにのり付け等の方法により貼付け、割印する。 なお、記録票は、出入国記録（E／D カード）に貼付けるのではないことに留意する。 規格おおむね横6mm、縦8mm <u>（新 設）</u>

改 正 後	改 正 前
<u>（一般物品と消耗品等を譲渡する場合の購入記録票等の作成方法）</u> <u>8－1－7の3</u> 同一の輸出物品販売場において、同一の日に、同一の非居住者に対して一般物品と消耗品等を譲渡する場合に作成することとなる購入記録票は、一の書類として作成することができる。 <u>この場合において、その記載事項のうち、例えば、購入者の氏名、国籍、生年月日など、同一の記載内容については、重複して記載することを要しないが、同一の記載内容でない「一般物品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該一般物品の価額の合計額」及び「消耗品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該消耗品の価額の合計額」については、それぞれ区分して記載する必要があることに留意する。</u> <u>（注） 同一の輸出物品販売場において、同一の日に、同一の非居住者に対して一般物品と消耗品等を譲渡する場合に作成することとなる購入者誓約書についても同様である。</u> （輸出自動車に対する輸出物品販売場免税） 8－1－8 自動車に対する法第8条《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》の規定の適用については、次による。 (1) （省略） (2) 自動車に係る<u>購入記録票及び購入者誓約書（令第18条第2項第1号ロ及び第3号《購入手続》に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類をいう。）</u>には、当該自動車の車台番号、自動車登録番号（軽自動車にあっては車両番号）及び使用の本拠地を併せて記載するものとする。 (3) 法第8条第1項の規定により免税で購入した自動車を輸出する場合には、次によるものとする。 イ 当該非居住者は、輸出地の所轄税関に対して、関税法第67条《輸出	<u>（新 設）</u> （輸出自動車に対する輸出物品販売場免税） 8－1－8 自動車に対する法第8条《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》の規定の適用については、次による。 (1) （同左） (2) 自動車に係る記録票及び誓約書（規則別表第1から第3まで《<u>輸出物品販売場免税を受けるための書類の様式</u>》に規定する<u>最終的に輸出となる物品の消費税免税購入についての購入者誓約書</u>をいう。）には、当該自動車の車台番号、自動車登録番号（軽自動車にあっては車両番号）及び使用の本拠地を併せて記載するものとする。 (3) 法第8条第1項の規定により免税で購入した自動車を輸出する場合には、次によるものとする。 イ 当該非居住者は、輸出地の所轄税関に対して、関税法第67条《輸出

改 正 後	改 正 前
又は輸入の許可》の規定による当該自動車の輸出申告をする際に、旅券等に貼付けた当該自動車に係る<u>購入記録票</u>を提示する。 ロ イの輸出申告を受けた税関は、当該自動車について、当該<u>購入記録票</u>に輸出を証する確認印を押なつする。 ハ (省略) (輸出物品販売場の許可) 8-2-1 法第8条第6項《輸出物品販売場の定義》に規定する輸出物品販売場に係る許可は、原則として、次に掲げる条件の全てを満たしている場合に限り与えるものとする。ただし、令第18条第2項<u>第3号《購入手続》</u>に規定する<u>基地内輸出物品販売場の許可</u>は、(3)から(5)までに掲げる条件を満たしていれば足りるものとする。 なお、輸出物品販売場を移転した場合は、移転後の販売場につき改めて輸出物品販売場の許可を受ける必要があるのであるから留意する。 (1)～(5) (省略) (事業者が行う事業の区分) 13-2-1 事業者が行う事業が第一種事業（令第57条第5項第1号《事業の種類》に規定する第一種事業をいう。以下同じ。）、第二種事業（同項第2号に規定する第二種事業をいう。以下同じ。）、第三種事業（同項第3号に規定する第三種事業をいう。以下同じ。）、第四種事業（同項<u>第6号</u>に規定する第四種事業をいう。以下同じ。）、<u>第五種事業（同項第4号に規定する第五種事業をいう。以下同じ。）又は第六種事業（同項第5号に規定する第六種事業をいう。以下同じ。）</u>のいずれに該当するかの判定は、原則として、その事業者が行う課税資産の譲渡等ごとに行うのであるから留意する。 ただし、資産の譲渡に伴い通常役務の提供が併せて行われる取引の場合	又は輸入の許可》の規定による当該自動車の輸出申告をする際に、旅券等に貼付けた当該自動車に係る記録票を提示する。 ロ イの輸出申告を受けた税関は、当該自動車について、当該記録票に輸出を証する確認印を押なつする。 ハ (同左) (輸出物品販売場の許可) 8-2-1 法第8条第6項《輸出物品販売場の定義》に規定する輸出物品販売場に係る許可は、原則として、次に掲げる条件の全てを満たしている場合に限り与えるものとする。ただし、令第18条第2項<u>第2号《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲、手続等》</u>に規定する輸出物品販売場の許可は、(3)から(5)までに掲げる条件を満たしていれば足りるものとする。 なお、輸出物品販売場を移転した場合は、移転後の販売場につき改めて輸出物品販売場の許可を受ける必要があるのであるから留意する。 (1)～(5) (同左) (事業者が行う事業の区分) 13-2-1 事業者が行う事業が第一種事業（令第57条第5項第1号《事業の種類》に規定する第一種事業をいう。以下同じ。）、第二種事業（同項第2号に規定する第二種事業をいう。以下同じ。）、第三種事業（同項第3号に規定する第三種事業をいう。以下同じ。）、第四種事業（同項<u>第5号</u>に規定する第四種事業をいう。以下同じ。）、<u>又は第五種事業（同項第4号に規定する第五種事業をいう。以下同じ。）</u>のいずれに該当するかの判定は、原則として、その事業者が行う課税資産の譲渡等ごとに行うのであるから留意する。 ただし、資産の譲渡に伴い通常役務の提供が併せて行われる取引の場合で、当該譲渡を行う事業者が当該役務の提供の対価を受領していないと認め

改 正 後	改 正 前
で、当該譲渡を行う事業者が当該役務の提供の対価を受領していないと認められるときには、当該取引の全体が資産の譲渡に係る事業に該当するものとして第一種事業から<u>第六種事業</u>までのいずれの事業に該当するかを判定して差し支えない。 (第三種事業、<u>第五種事業</u>及び<u>第六種事業</u>の範囲) 13-2-4 令第 57 条第 5 項第 3 号《事業の種類》の規定により第三種事業に該当することとされている農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業（製造小売業（自己の製造した商品を直接消費者に販売する事業をいう。以下 13-2-6 及び 13-2-8 の 2 において同じ。）を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業（以下「製造業等」という。）並びに同項第 4 号の規定により第五種事業に該当することとされている運輸通信業、<u>金融業、保険業及びサービス業</u>（以下「サービス業等」という。）<u>並びに同項第 5 号の規定により第六種事業に該当することとされている不動産業の範囲は、おおむね日本標準産業分類（総務省）の大分類に掲げる分類を基礎として判定する。</u> この場合において、サービス業等とは、日本標準産業分類の大分類に掲げる次の産業をいうものとし、<u>また、不動産業とは、日本標準産業分類の大分類に掲げる「不動産業、物品賃貸業」のうち、不動産業に該当するものをいう。</u> (1)・(2) (省略) <u>(3) 金融業、保険業</u> <u>(4) 不動産業、物品賃貸業（不動産業に該当するものを除く。）</u> <u>(5) 学術研究、専門・技術サービス業</u> <u>(6) 宿泊業、飲食サービス業（飲食サービス業に該当するものを除く。）</u> <u>(7) 生活関連サービス業、娯楽業</u> <u>(8) 教育、学習支援業</u>	られるときには、当該取引の全体が資産の譲渡に係る事業に該当するものとして第一種事業から<u>第五種事業</u>までのいずれの事業に該当するかを判定して差し支えない。 (第三種事業及び<u>第五種事業</u>の範囲) 13-2-4 令第 57 条第 5 項第 3 号《事業の種類》の規定により第三種事業に該当することとされている農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業（製造小売業（自己の製造した商品を直接消費者に販売する事業をいう。以下 13-2-6 及び 13-2-8 の 2 において同じ。）を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業（以下「製造業等」という。）並びに同項第 4 号の規定により第五種事業に該当することとされている<u>不動産業、運輸通信業及びサービス業</u>（以下「サービス業等」という。）の範囲は、おおむね日本標準産業分類（総務省）の大分類に掲げる分類を基礎として判定する。 この場合において、サービス業等とは、日本標準産業分類の大分類に掲げる次の産業をいうものとする。 (1)・(2) (同左) <u>(3) 不動産業、物品賃貸業</u> <u>(4) 学術研究、専門・技術サービス業</u> <u>(5) 宿泊業、飲食サービス業（飲食サービス業に該当するものを除く。）</u> <u>(6) 生活関連サービス業、娯楽業</u> <u>(7) 教育、学習支援業</u>

改 正 後	改 正 前
(9) 医療、福祉 (10) 複合サービス事業 (11) サービス業（他に分類されないもの） なお、日本標準産業分類の大分類の区分では製造業等、サービス業等又は不動産業に該当することとなる事業であっても、他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで販売する事業は、第一種事業又は第二種事業に該当するのであるから留意する。 また、製造業等に該当する事業であっても、加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業は、第四種事業に該当するのであるから留意する。 （注） （省略） （第四種事業に該当する事業） 13－２－８の３ 令第 57 条第 5 項第 6 号《第四種事業の種類》に規定する第四種事業には、例えば、同項第 3 号《第三種事業の種類》の規定により第三種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業及び同項第 4 号《第五種事業の種類》の規定により第五種事業のサービス業から除かれる飲食店業に該当する事業が含まれることとなる。 （売上げに係る対価の返還等を行った場合の事業区分） 13－２－10 簡易課税制度を適用する事業者が、売上げに係る対価の返還等を	(8) 医療、福祉 (9) 複合サービス事業 (10) サービス業（他に分類されないもの） なお、日本標準産業分類の大分類の区分では製造業等又はサービス業等に該当することとなる事業であっても、他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで販売する事業は、第一種事業又は第二種事業に該当するのであるから留意する。 また、製造業等に該当する事業であっても、加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業は、第四種事業に該当するのであるから留意する。 （注） （同左） （第四種事業に該当する事業） 13－２－８の３ 令第 57 条第 5 項第 5 号《第四種事業の種類》に規定する第四種事業には、同項第 3 号《第三種事業の種類》の規定により第三種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業及び同項第 4 号《第五種事業の種類》の規定により第五種事業のサービス業から除かれる飲食店業に該当する事業のほかに、例えば、次の事業（これらの事業を営営する者が行う資産の譲渡等のうち、第一種事業又は第二種事業に該当するものを除く。）が該当することとなる。 (1) 信用金庫、信用協同組合、貸金業、質屋等の金融業 (2) 金融商品取引業、商品先物取引業等 (3) 生命保険業、損害保険業、損害保険代理業、損害査定業等 （売上げに係る対価の返還等を行った場合の事業区分） 13－２－10 簡易課税制度を適用する事業者が、売上げに係る対価の返還等を

改 正 後	改 正 前
行った場合において、当該対価の返還等に係る金額につき、第一種事業から<u>第六種事業</u>に係る事業の区分をしていない部分があるときは、当該区分していない部分については、当該事業者の課税売上げに係る帳簿等又は対価の返還等に係る帳簿等を基に合理的に区分するものとする。 (事業の種類が区分されているかどうかの判定) 13-3-1 第一種事業から<u>第六種事業</u>のうち二以上の種類の事業を行っている事業者は、令第 57 条第 2 項又は第 3 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用に当たって課税資産の譲渡等につきこれらの事業の種類ごとに区分しなければならないが、この場合の区分方法としては、当該事業者の帳簿に事業の種類を記帳する方法のほか、次の方法によることとしても差し支えない。 (1)・(2) 省略 (事業の種類判定方法) 13-3-2 第一種事業から<u>第六種事業</u>までのうちいずれの事業に係るものであるかの区分は、課税資産の譲渡等ごとに行うのであるが、第一種事業から<u>第六種事業</u>のうち二以上の種類の事業を行っている事業者が、当該二以上の種類の事業のうち一の種類の事業に係る課税売上げのみを区分していない場合には、当該課税期間における課税売上高（令第 57 条第 3 項第 1 号《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する当該課税期間における課税売上高をいう。以下 13-4-2 までにおいて同じ。）から事業の種類を区分している事業に係る課税売上高の合計額を控除した残額を、当該区分していない種類の事業に係る課税売上高として取り扱って差し支えない。 例えば、第一種事業、第二種事業及び第三種事業を行っている事業者が、	行った場合において、当該対価の返還等に係る金額につき、第一種事業から<u>第五種事業</u>に係る事業の区分をしていない部分があるときは、当該区分していない部分については、当該事業者の課税売上げに係る帳簿等又は対価の返還等に係る帳簿等を基に合理的に区分するものとする。 (事業の種類が区分されているかどうかの判定) 13-3-1 第一種事業から<u>第五種事業</u>のうち二以上の種類の事業を行っている事業者は、令第 57 条第 2 項又は第 3 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用に当たって課税資産の譲渡等につきこれらの事業の種類ごとに区分しなければならないが、この場合の区分方法としては、当該事業者の帳簿に事業の種類を記帳する方法のほか、次の方法によることとしても差し支えない。 (1)・(2) 同左 (事業の種類判定方法) 13-3-2 第一種事業から<u>第五種事業</u>までのうちいずれの事業に係るものであるかの区分は、課税資産の譲渡等ごとに行うのであるが、第一種事業から<u>第五種事業</u>のうち二以上の種類の事業を行っている事業者が、当該二以上の種類の事業のうち一の種類の事業に係る課税売上げのみを区分していない場合には、当該課税期間における課税売上高（令第 57 条第 3 項第 1 号《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する当該課税期間における課税売上高をいう。以下 13-4-2 までにおいて同じ。）から事業の種類を区分している事業に係る課税売上高の合計額を控除した残額を、当該区分していない種類の事業に係る課税売上高として取り扱って差し支えない。 例えば、第一種事業、第二種事業及び第三種事業を行っている事業者が、

改 正 後	改 正 前
帳簿上、第一種事業と第二種事業に係る課税売上げを区分している場合には、区分していない残りの課税売上げは第三種事業として区分しているものとして取り扱うこととなる。	帳簿上、第一種事業と第二種事業に係る課税売上げを区分している場合には、区分していない残りの課税売上げは第三種事業として区分しているものとして取り扱うこととなる。
(二以上の種類の事業がある場合の令第 57 条第 2 項及び第 3 項の適用関係) 13-4-1 事業者が第一種事業から<u>第六種事業</u>までのうち二以上の種類の事業を行っている場合において、当該事業者の当該課税期間における課税売上高に占める一の種類の事業に係る当該課税期間における課税売上高の割合又は二の種類の事業に係る当該課税期間における課税売上高の合計額の割合が 100 分の 75 以上である場合には、令第 57 条第 2 項又は第 3 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》のいずれかを選択して適用することができるのであるから留意する。 (三以上の種類の事業がある場合の令第 57 条第 3 項の適用関係) 13-4-2 事業者が第一種事業から<u>第六種事業</u>までのうち三以上の種類の事業を行っている場合において、当該事業者の当該課税期間における課税売上高に占める一の種類の事業に係る当該課税期間における課税売上高の割合が 100 分の 75 以上である場合には、令第 57 条第 3 項第 1 号イから<u>へ</u>まで《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》のいずれかの規定に該当するとともに、同項第 2 号イから<u>ホ</u>までのいずれかの規定にも該当することになるのであるが、この場合、事業者は該当する二以上の規定のうちいずれか一の規定を選択して適用することができるのであるから留意する。 なお、当該課税期間における課税売上高に占める二の種類の事業に係る当該課税期間における課税売上高の合計額の割合が 100 分の 75 以上の場合で、同項第 2 号イから<u>ホ</u>までの二以上の規定に該当する場合についても、同様である。	(二以上の種類の事業がある場合の令第 57 条第 2 項及び第 3 項の適用関係) 13-4-1 事業者が第一種事業から<u>第五種事業</u>までのうち二以上の種類の事業を行っている場合において、当該事業者の当該課税期間における課税売上高に占める一の種類の事業に係る当該課税期間における課税売上高の割合又は二の種類の事業に係る当該課税期間における課税売上高の合計額の割合が 100 分の 75 以上である場合には、令第 57 条第 2 項又は第 3 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》のいずれかを選択して適用することができるのであるから留意する。 (三以上の種類の事業がある場合の令第 57 条第 3 項の適用関係) 13-4-2 事業者が第一種事業から<u>第五種事業</u>までのうち三以上の種類の事業を行っている場合において、当該事業者の当該課税期間における課税売上高に占める一の種類の事業に係る当該課税期間における課税売上高の割合が 100 分の 75 以上である場合には、令第 57 条第 3 項第 1 号イから<u>ホ</u>まで《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》のいずれかの規定に該当するとともに、同項第 2 号イから<u>ニ</u>までのいずれかの規定にも該当することになるのであるが、この場合、事業者は該当する二以上の規定のうちいずれか一の規定を選択して適用することができるのであるから留意する。 なお、当該課税期間における課税売上高に占める二の種類の事業に係る当該課税期間における課税売上高の合計額の割合が 100 分の 75 以上の場合で、同項第 2 号イから<u>ニ</u>までの二以上の規定に該当する場合についても、同様である。